

## 第102回

### 定時株主総会招集ご通知

 日時 平成30年6月22日（金曜日）午前10時

 場所 富山県南砺市井波1番地1 当社本店

議決権行使期限：平成30年6月21日（木曜日）午後5時45分まで

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 監査役の報酬額改定の件
- 第6号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

#### 目次

第102回定時株主総会招集ご通知	P. 1
株主総会参考書類	P. 2
事業報告	P.15
連結計算書類	P.33
計算書類	P.47
監査報告	P.55

株主各位

富山県南砺市井波1番地1  
(本社大阪事務所 大阪市北区中之島3丁目2番4号)

**大建工業株式会社**  
取締役社長 億田正則

## 第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第102回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月21日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月22日（金曜日）午前10時
2. 場 所 富山県南砺市井波1番地1 当社本店
3. 目的事項
  - 報告事項 1. 第102期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第102期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件
  - 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役9名選任の件  
第4号議案 監査役1名選任の件  
第5号議案 監査役の報酬額改定の件  
第6号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.daiken.jp/>）に掲載させていただきます。

## 第1号議案 剰余金処分の件

当社の資本政策は、自己資本当期純利益率（ROE）を重視した効率的な経営に努め、株主還元の実と財務の健全性及び戦略的投資のバランスを最適化することで、企業価値の向上を図ることを基本としております。また、株主還元方針としましては、配当性向30%以上を目標とし、業績に連動した利益還元を目指しつつ、安定的な配当の維持に努めております。

第102期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案しまして以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭といたします。
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金39円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は940,003,077円となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	平成30年6月25日（月曜日）といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社の取締役の役付けは、定款に定める役付取締役と執行役員制度に基づく執行役員の役位の双方により行っておりましたが、今後は、定款に定める役付取締役を廃止し、執行役員制度に基づく役位にて役付けを行うことで整理・一元化を図り、取締役の役割と責任を明確化し、コーポレート・ガバナンスの強化を図ってまいります。

これに伴い、現行定款第20条（代表取締役及び役付取締役）に規定する役付取締役に関する文言の削除を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現行定款	変更案
(代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。 ② <u>取締役会の決議により当会社に取締役社長1名を置き、必要に応じ取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u>	(代表取締役) 第20条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。 (削除)

## 第3号議案 取締役9名選任の件


取締役全員（9名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1 再任	 おくだ まさのり <b>億田 正則</b> (昭和25年4月25日生)	昭和49年 4月 当社入社 平成19年 4月 執行役員 平成20年 4月 上席執行役員 平成20年 6月 取締役兼上席執行役員 平成21年 4月 取締役兼常務執行役員 平成22年 4月 任建営業本部長 平成23年 6月 営業本部長兼新規開発営業部長兼東京本部長 平成24年 4月 取締役兼専務執行役員 東京本部長 平成25年 6月 代表取締役(現在) 専務取締役兼専務執行役員 平成25年10月 調達改革本部長兼東京本部長 平成26年 4月 取締役社長兼執行役員社長(現在)	20,500株
<b>取締役候補者とした理由</b> 億田正則氏は、平成26年4月に取締役社長に就任し、当社の将来ビジョンを明確に掲げ、企業価値向上に向けた意思決定を迅速に行っております。同氏の幅広い識見により裏打ちされた経営手腕は当社の企業価値向上に必要不可欠であります。 つきましては、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
2 再任	 あいはら たかし <b>相原 隆</b> (昭和30年10月17日生)	平成13年 4月 関西学院大学法学部・大学院法学研究科教授 平成15年 8月 宝印刷株式会社 取締役 I R 企画部長 平成18年 3月 アーバンライフ株式会社 社外監査役 平成18年 8月 宝印刷株式会社 取締役執行役員 I R 事業開発担当 平成20年 2月 弁護士登録(東京弁護士会)(現在) 平成22年 6月 当社社外監査役 平成23年 1月 財務省 第九入札等監視委員会 委員 平成23年 4月 独立行政法人造幣局 契約監視委員会 委員 平成23年 6月 当社社外取締役 平成29年 6月 当社代表取締役(現在) 専務取締役兼専務執行役員(現在) 平成30年 4月 経営管理(本社)、ISO、危機管理、情報管理、コンプライアンス担当(現在)	3,000株
<b>取締役候補者とした理由</b> 相原 隆氏は、平成23年6月に当社の社外取締役に就任し、法律の専門家として当社の経営全般に対し助言・提言を行っていましたが、平成29年6月からは業務執行取締役として本社を管掌し、ガバナンスの強化を推進しております。同氏のガバナンス・コンプライアンスに関する豊富な知見は当社の企業価値向上に必要不可欠であります。 つきましては、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			


候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3 再任	 <p>かとう ともあき <b>加藤 智明</b> (昭和32年1月20日生)</p>	昭和55年 4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成15年 4月 同社木材・建材部長 平成21年 6月 当社取締役 平成23年 4月 伊藤忠商事株式会社生活資材・化学品経営企画部長 平成24年 3月 同社退社 平成24年 4月 当社取締役兼常務執行役員 平成24年10月 MDF事業統轄部長兼海外事業統轄部長兼海外営業部長 平成25年 6月 ホクシン株式会社 社外取締役 平成26年 4月 当社MDF事業統轄部長兼海外事業統轄部長兼東京本部長 平成28年 4月 取締役兼専務執行役員 海外担当兼海外事業本部長兼東京本部長 平成28年 6月 代表取締役(現在) 専務取締役兼専務執行役員(現在) 平成29年 4月 海外事業担当兼東京本部長(現在) 平成30年 4月 研究開発、情報業務担当(現在)	16,700株
<b>取締役候補者とした理由</b> 加藤智明氏は、平成21年6月に当社の取締役に就任し、海外事業の担当として海外子会社を掌握し、東南アジアを中心に事業拡大を推進しております。同氏の海外情勢に関する豊富な知見は当社の企業価値向上に必要不可欠であります。つきましては、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
4 再任	 <p>てるばやし たかし <b>照林 尚志</b> (昭和31年6月13日生)</p>	昭和55年 4月 当社入社 平成17年 4月 北海道営業部長 平成20年 4月 マーケティング部長 平成22年 4月 総務人事部長 平成23年 4月 執行役員 平成24年 4月 上席執行役員 総務人事部長兼秘書室長 平成25年 4月 常務執行役員 経営企画部長兼秘書室長 平成25年 6月 取締役兼常務執行役員 平成26年 4月 経営企画部長兼新規事業開発室長兼秘書室長 平成27年 4月 財務経理部長 平成29年 4月 取締役兼専務執行役員 平成29年 6月 代表取締役(現在) 専務取締役兼専務執行役員(現在) 平成30年 4月 国内事業(製造)担当(現在)	8,000株
<b>取締役候補者とした理由</b> 照林尚志氏は、平成25年6月に取締役に就任し、本社部門及び国内営業部門の担当を経て、現在は国内事業(製造)の担当として事業拡大を推進しております。同氏の経営全般における豊富な知見は当社の企業価値向上に必要不可欠であります。つきましては、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
5 再任	 <p>はりま てつお <b>播磨 哲男</b> (昭和32年11月7日生)</p>	昭和56年 4月 当社入社 平成16年 4月 九州営業部長 平成18年 4月 近畿営業部長 平成21年 4月 西部営業統轄部副統轄部長 平成22年 4月 東部住建営業統轄部副統轄部長 平成23年 4月 執行役員 住建営業統轄部長 平成24年 4月 上席執行役員 平成25年 4月 常務執行役員 平成25年10月 エコ事業統轄部長 平成27年 4月 エンジニアリング事業本部長兼特需営業本部長 平成28年 6月 取締役兼常務執行役員 平成29年10月 エンジニアリング事業本部長兼特需営業本部長兼ダイケンホーム&サービス株式会社社長 平成30年 4月 取締役兼専務執行役員(現在) 国内営業担当(現在)	7,100株
		<p><b>取締役候補者とした理由</b></p> <p>播磨哲男氏は、平成28年6月に取締役に就任し、エンジニアリング事業並びに重点市場である公共・商業建築分野及び住宅リフォーム市場の担当を経て、現在は国内営業の担当として事業拡大を推進しております。同氏の事業全般に関する豊富な知見は、当社の企業価値向上に必要不可欠であります。つきましては、引き続き取締役に選任をお願いするものであります。</p>	
6 再任	 <p>しばや たつお <b>渋谷 達夫</b> (昭和29年10月30日生)</p>	昭和53年 4月 当社入社 平成13年 4月 東京営業部長 平成21年 4月 東部営業統轄部長 平成22年 4月 執行役員 平成23年 4月 上席執行役員 任機製品事業部長 平成24年 4月 常務執行役員 平成24年 6月 取締役兼常務執行役員 平成26年 4月 住空間事業統轄部長兼調達改革本部長 平成27年 4月 国内事業本部長兼調達改革本部長 平成28年 4月 取締役兼専務執行役員 国内担当兼S R営業推進部長 平成28年 6月 代表取締役 専務取締役兼専務執行役員 平成29年 6月 取締役兼専務執行役員 平成30年 4月 取締役(現在)	9,800株
		<p><b>取締役候補者とした理由</b></p> <p>渋谷達夫氏は、平成24年6月に取締役に就任し、主に国内事業、物流及び調達改革の担当を務め、製販一体化による合理化を推進しました。同氏の事業全般に関する豊富な知見は当社の企業価値向上に必要不可欠であります。つきましては、引き続き取締役に選任をお願いするものであります。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
7 新任	 <p>きよすみ ただひろ <b>清洲 忠洋</b> (昭和40年8月4日生)</p>	昭和63年 4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成 8年 4月 同社チップ部チップ第一課 平成12年10月 同社チップ部アジア・大洋州課長代行 平成13年 4月 伊藤忠豪州会社(シドニー駐在) 平成16年 5月 伊藤忠商事株式会社 紙パルプ部チップ課長 平成20年 4月 同社業務部 平成23年 4月 伊藤忠シンガポール会社(シンガポール駐在) 平成26年 4月 伊藤忠商事株式会社 アセアン・南西アジア住生活・情報グループ長(シンガポール駐在) 兼伊藤忠シンガポール会社 平成28年 4月 同社生活資材第一部長代行 平成29年 4月 同社生活資材第三部長 平成30年 4月 同社生活資材第一部長(現在)	0株

#### 取締役候補者とした理由

清洲忠洋氏は、伊藤忠商事株式会社に入社以来、主に木材チップ分野に従事し、海外においても同分野の専門家として幅広く実務を経験されております。同氏の木材に関する豊富な知見は当社が目指す「サステナブルな社会の実現に貢献する」ために必要不可欠であります。つきましては、新任の取締役として選任をお願いするものであります。

8 再任 社外 独立	 <p>みずの こうじ <b>水野 浩児</b> (昭和43年6月29日生)</p>	平成 3年 4月 株式会社南都銀行入社 平成18年 3月 同行退社 平成18年 4月 追手門学院大学経営学部専任講師 平成22年 4月 同大学経営学部准教授 平成23年 4月 独立行政法人中小企業基盤整備機構企業連携支援アドバイザー(現在) 平成23年 6月 当社社外監査役 平成26年 4月 追手門学院大学経営学部・大学院経営学研究科准教授 平成27年 6月 当社社外取締役(現在) 平成28年 4月 追手門学院大学経営学部・大学院経営学研究科教授 同大学ベンチャービジネス研究所長(現在) 同大学経営学部長兼経営学部教授(現在) 平成30年 4月 同大学大学院経営・経済研究科教授(現在)	400株
---------------------	---	---	------


#### 社外取締役候補者とした理由

水野浩児氏は、平成27年6月に当社の社外取締役に就任し、大学教授としての高度な専門的知識に裏打ちされた助言・提言を積極的にを行い、取締役会の適正な意思決定の確保に貢献しております。同氏の企業経営に関する豊富な知見は当社のガバナンス向上に必要不可欠であります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。つきましては、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

#### 社外取締役候補者に関する特記事項

水野浩児氏の当社での社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。また、同氏は平成23年6月から平成27年6月までの間、当社の社外監査役として就任しておりました。なお、同氏は当社の定める「独立性判断基準」(14ページご参照)を満たしております。そのため、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本議案が原案どおり承認可決された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
9	 <p>ふるべ きよし <b>古部 清</b> (昭和29年11月3日生)</p>	<p>昭和52年 4月 東陶機器株式会社(現TOTO株式会社)入社                      平成15年10月 同社販売推進グループ四国支社長                      平成20年 4月 同社販売推進グループ販売統括本部長                      平成20年 6月 同社執行役員販売推進グループ販売統括本部長                      平成22年 6月 同社取締役執行役員販売推進グループ担当兼販売統括本部長                      平成23年 4月 同社取締役常務執行役員販売推進グループ担当                      平成24年 4月 同社取締役専務執行役員販売推進グループ担当                      平成26年 4月 同社代表取締役副社長執行役員販売関連部門管掌                      平成29年 4月 同社取締役                      平成29年 6月 当社社外取締役(現在)                      TOTO株式会社顧問(現在)</p>	200株

9

再任

社外

独立

**社外取締役候補者とした理由**

古部 清氏は、TOTO株式会社の取締役として長年にわたり経営に携わり、平成29年6月からは当社の社外取締役として、その豊富な経験に基づく助言・提言を積極的に行っております。同氏の企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見は当社の企業価値向上に寄与するものと判断しております。

つきましては、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

**社外取締役候補者に関する特記事項**

古部 清氏の当社での社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。なお、同氏は当社の取引先であるTOTO株式会社の出身ですが、当事業年度における当社の連結売上高または仕入高に対する当該会社との取引金額の割合はそれぞれ1%未満であり、当社が定める「独立性判断基準」(14ページご参照)を満たしております。そのため、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本議案が原案どおり承認可決された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。


- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 水野浩児及び古部 清の両氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、水野浩児及び古部 清の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める額を限度とする責任限定契約を締結しております。なお、水野浩児及び古部 清の両氏の再任が承認可決された場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、清洲忠洋氏の選任が承認可決された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

## 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役蓮沼彰夫氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

	氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
<b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	 かつお ゆうこ <b>勝尾 裕子</b> (昭和47年1月5日生)	平成12年 4月 学習院大学経済学部専任講師 平成14年 2月 企業会計基準委員会業績報告プロジェクト委員 平成15年 4月 学習院大学経済学部助教授 平成20年 4月 学習院大学経済学部教授(現在) 平成22年 2月 財務省 独立行政法人評価委員会委員、同委員会中小企業基盤整備機構部会 部長代理 金融庁 企業会計審議会臨時委員 平成24年 2月 文部科学省 大学設置・学校法人審議会大学設置分科会経済学専門委員会委員 平成24年 4月 文部科学省 大学設置・学校法人審議会大学設置分科会経済学専門委員会委員 平成26年 4月 学習院大学副学長	0株
	<b>社外監査役候補者とした理由</b> 勝尾裕子氏は、学習院大学経済学部の教授であり、また、財務省、金融庁等の委員を歴任するなど、企業会計の専門家として活躍されており、財務及び会計分野に関する十分な知見を有しております。なお、同氏は会社の経営に直接関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。つきましては、新任の社外監査役として選任をお願いするものであります。		
<b>社外監査役候補者に関する特記事項</b> 勝尾裕子氏は、当社の定める「独立性判断基準」(14ページご参照)を満たしており、社外監査役として選任された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。			

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 勝尾裕子氏は、社外監査役候補者であります。  
 3. 当社は、本議案が原案どおり承認可決された場合には、勝尾裕子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

## 第5号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、平成18年6月29日開催の当社第90回定時株主総会において、月額400万円以内としてご承認いただき、現在に至っておりますが、その後の経済情勢の変化及び諸般の事情を勘案し、監査役の報酬額を月額600万円以内に改定させていただきたいと存じます。

なお、現在の当社の監査役は4名（うち社外監査役2名）であり、第4号議案のご承認が得られた場合でも同様となります。

## 第6号議案

# 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成18年6月29日開催の当社第90回定時株主総会において、月額3,500万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。）としてご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額とは別枠として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額4,200万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役は9名（うち社外取締役2名）であり、第3号議案のご承認が得られた場合でも同様となります。

## 当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として、上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における、東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

## 2. 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数67,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

## 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、30年間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

### (2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

### (3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、監査役、執行役員または使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

### (4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

以 上

## (ご参考) 社外取締役及び社外監査役の「独立性判断基準」

社外取締役及び社外監査役（以下、併せて社外役員という）が独立性を有すると判断するに当たっては、当社が定める以下の要件を満たす者としております。なお、対象期間は、以下1については現在及び期限の定めのない過去とし、2～6については現在及び過去5年間と定めております。

### 1. 当社グループ関係者

当社、当社の子会社及び関連会社（以下「当社グループ」という）の取締役（社外取締役は除く）、監査役（社外監査役は除く）、会計参与、執行役、執行役員または使用人（以下、併せて取締役等という）でないこと。

### 2. 議決権保有関係者

- I. 当社の10%以上の議決権を保有する株主またはその取締役等でないこと。
- II. 当社グループが10%以上の議決権を保有する会社の取締役等でないこと。

### 3. 取引先関係者

- I. 当社グループとの間で、双方いずれかの連結売上高または仕入高の2%以上に相当する金額の取引がある取引先の取締役等でないこと。
- II. 当社グループの主要な借入先（当社連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先）である金融機関の取締役等でないこと。
- III. 当社グループの主幹事証券会社の取締役等でないこと。

### 4. 専門家（弁護士、公認会計士、コンサルタント等）

- I. 当社グループの会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナー若しくは従業員でないこと。
- II. 公認会計士・税理士・弁護士・その他コンサルタントとして、当社グループから取締役・監査役報酬以外に、年間1,000万円以上の報酬を受領している者でないこと。

### 5. 寄付先

当社から、年間1,000万円を超える寄付等を受ける者若しくはその業務執行者でないこと。

### 6. その他

- I. 上記1～5に掲げる者（重要でない者を除く）の2親等以内の親族でないこと。
- II. 当社グループとの間で、役員が相互就任している会社の取締役等でないこと。

以上

## 1 企業集団の現況

### (1) 事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、世界経済の不確実性や金融市場の変動の影響に留意する必要があるものの、雇用・所得環境の改善が続くなか、個人消費は持ち直し、政府の各種政策の効果もあり、景気は緩やかな回復基調となりました。

住宅建設分野におきましては、新設住宅着工戸数は前年7月以降、3月まで9ヵ月連続で減少し、低調な動きとなりました。なかでも、前年度まで好調であった賃貸住宅の着工は10ヵ月連続で減少し、持家についても前年割れの状況が続きました。一方、公共・商業建築（非住宅建築）分野におきましては、インバウンド需要を背景として宿泊施設や店舗などの着工が好調に推移しました。

このような経営環境のもと、当社グループは、2025年を見据えた長期ビジョン『G P 2 5』で示しているありたい姿の実現に向け、平成28年度より3ヵ年の中期経営計画『G P 2 5 1st Stage』をスタートさせ、本年度はその2年目となりました。将来想定されている国内の新設住宅の着工減に備えて、公共・商業建築分野、住宅リフォーム市場、海外市場、産業資材分野を重点市場と捉え、新たな取り組みを推進しました。特に、公共・商業建築分野におきましては、ターゲットとなる施設ごとに攻略製品を選定し、新製品投入やスペック活動に注力しました。また、海外市場におきましては、A S E A N及び東アジア各国の素材需要を見越した提案活動を展開し、売上拡大に努めました。



## 部門別の状況

### (住空間事業)

住空間事業につきましては、店舗・商業施設向けの新シリーズ「hapia public(ハピアパブリック)」の発売や、高齢者施設、幼稚園・保育施設向けの室内ドア「おもいやりドア」、「おもいやりキッズドア」のラインアップの拡充を図り、公共・商業建築分野の各施設のニーズに合わせた提案を強化しました。一方、国内住宅市場におきましては、業界初の新技術（四周木口面に特殊強化フィルムを巻き込み、細部まで美しく仕上げる技術）を採用したシート化粧床材「トリニティ」が、市場から好評価を受け、販売数量を伸ばすことができました。

売上につきましては、公共・商業建築分野で増収となり、また、低調な国内住宅市場の中でもビルダー・賃貸市場では増収となりましたが、中小工務店市場での落ち込みが想定以上に大きく、事業全体としては前年度を下回りました。

利益につきましては、原材料価格の上昇に対し、コストダウンなどにより、前年度の水準を維持することができました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高868億53百万円（前年同期比0.5%減）、営業利益45億98百万円（前年同期比2.2%増）となりました。

### (エコ事業)

エコ事業につきましては、ダイライト不燃壁材「GRAVIO(グラビオ)」の新製品を発売し、また、耐震天井工法「ダイケンハイブリッド天井」のラインアップを強化するなど、公共・商業建築分野への提案力の強化に努めました。さらに、ロックウール吸音板に消臭機能を付与した天井材「メディカルトーン」を発売し、医療・福祉施設をターゲットとした市場攻略の足がかりとしました。また、国産の未利用木材を活用した土壌改良材「DWファイバー」を発売し、同製品が、国土強靱化に寄与する製品などを表彰する「ジャパン・レジリエンス・アワード」で金賞を受賞するなど、新たな市場への事業展開に向けた基盤作りに努めました。

売上につきましては、耐力面材のダイライトがビルダーなどで増収となりましたが、各種建材や家具などに使用されるMDFや畳床などに使用されるインシュレーションボードの減収などにより、事業全体としては減収となりました。

利益につきましては、売上の減少及び原材料・エネルギー関連のコストアップの影響により、減益となりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高553億54百万円（前年同期比1.9%減）、営業利益19億55百万円（前年同期比41.2%減）となりました。

### (エンジニアリング事業)

エンジニアリング事業につきましては、ビル、オフィス等の内装工事需要が増えたことに加え、工事領域の拡大を進めたことや平成28年10月に子会社化したリノベーション会社「(株)パックシステム」の売上が好調に推移したことなどにより、増収となりました。利益につきましては、技能工不足等による人件費高騰に対して、技能工の確保及び現場ごとの管理体制を強化し、増益となりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高164億58百万円（前年同期比20.9%増）、営業利益5億28百万円（前年同期比23.6%増）となりました。

特別損益につきましては、固定資産売却益を4億23百万円計上いたしましたが、一方で固定資産除却損2億28百万円や減損損失4億21百万円を計上いたしました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高1,705億81百万円（前年同期比1.0%増）、営業利益75億19百万円（前年同期比11.9%減）、経常利益87億60百万円（前年同期比3.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益58億95百万円（前年同期比14.9%増）となりました。

### ② 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資につきましては、安全環境整備及び維持更新を中心に実施しました。設備投資の所要資金は全て自己資金を充当しました。

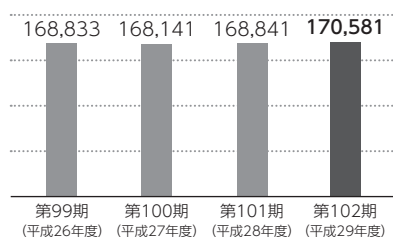
## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

	第99期 (平成26年度)	第100期 (平成27年度)	第101期 (平成28年度)	第102期 (当連結会計年度) (平成29年度)
売上高(百万円)	168,833	168,141	168,841	<b>170,581</b>
経常利益(百万円)	4,648	5,281	9,033	<b>8,760</b>
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,736	3,988	5,132	<b>5,895</b>
1株当たり当期純利益	111円70銭	164円67銭	212円96銭	<b>244円60銭</b>
自己資本当期純利益率(ROE)	7.0%	9.8%	11.7%	<b>11.7%</b>
総資産(百万円)	135,596	130,315	132,171	<b>142,024</b>
純資産(百万円)	44,984	43,833	49,086	<b>56,979</b>
1株当たり純資産額	1,669円47銭	1,692円28銭	1,933円99銭	<b>2,250円58銭</b>

(注) 1. 会計方針の変更に伴い遡及修正を行ったため、第101期は遡及修正後の数値を記載しております。  
 2. 当社は、平成28年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第99期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

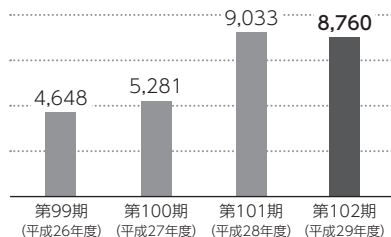
### ▶ 売上高

(単位: 百万円)



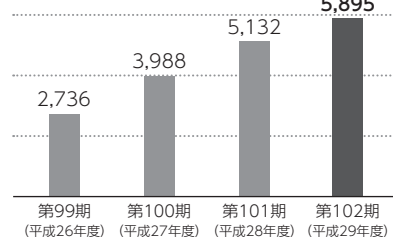
### ▶ 経常利益

(単位: 百万円)



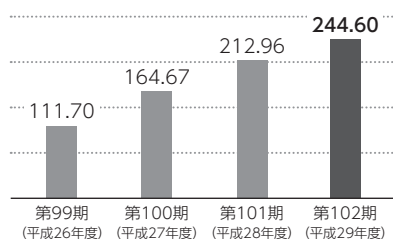
### ▶ 親会社株主に帰属する当期純利益

(単位: 百万円)



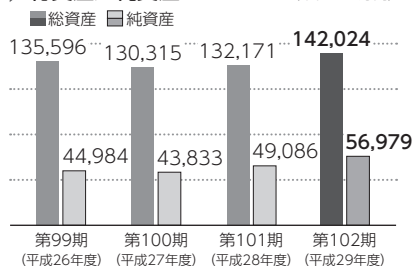
### ▶ 1株当たり当期純利益

(単位: 円)



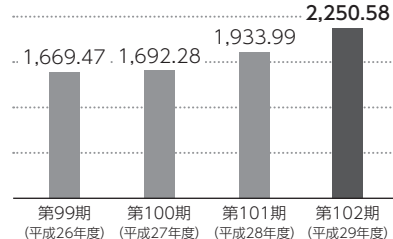
### ▶ 総資産／純資産

(単位: 百万円)



### ▶ 1株当たり純資産額

(単位: 円)



### (3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ダイフィット	30百万円	100.0%	木質内装建材製造
株式会社ダイウッド	50百万円	100.0%	木質内装建材製造
セトウチ化工株式会社	50百万円	100.0%	木質内装建材製造
富山住機株式会社	80百万円	100.0%	住宅機器製造
大建工業（寧波）有限公司	13百万USドル	100.0%	住宅機器製造
大建阿美昵体（上海）商貿有限公司	1百万USドル	100.0%	建材・住宅機器販売
PT.DAIKEN DHARMA INDONESIA	85,000百万ルピア	70.0%	住宅機器製造
株式会社ダイタック	10百万円	100.0%	畳おもて製造
会津大建加工株式会社	30百万円	100.0%	畳おもて製造
DAIKEN NEW ZEALAND LIMITED	40百万NZドル	100.0%	MDF製造
DAIKEN SARAWAK SDN.BHD.	60百万リンギット	75.0%	MDF製造
DAIKEN MIRI SDN.BHD.	149百万リンギット	70.0%	MDF製造
C & H 株式会社	100百万円	51.0%	MDF販売
エコテクノ株式会社	30百万円	50.0%	廃木材加工
ダイケンエンジニアリング株式会社	450百万円	100.0%	内装工事
鉦工業株式会社	10百万円	(100.0%)	内装工事
三恵株式会社	15百万円	(100.0%)	内装工事
ダイケンホーム&サービス株式会社	20百万円	100.0%	リフォーム工事・修繕
株式会社スマイルアップ	40百万円	100.0%	リフォーム工事・修繕
株式会社パックシステム	10百万円	66.7%	マンションリノベーション

(注) 1. ( ) は間接所有割合を含めた議決権比率であります。

2. 平成30年4月30日付で、DAIKEN NEW ZEALAND LIMITEDはDongwha New Zealand Limited (DAIKEN SOUTHLAND LIMITEDに社名変更) の株式を100%取得し、子会社化（当社の孫会社化）しております。

#### (4) 対処すべき課題

今後につきましては、金融資本市場の変動や景気動向の不透明感に加え、木材チップ、合板、接着剤などの原材料コストの上昇、人手不足などによる物流費をはじめとした各種コストの高騰に注意が必要です。

国内住宅分野におきましては、人口・世帯数減少、少子高齢化といった日本の構造上の問題により、新設住宅着工戸数は、緩やかな減少が続くと思われます。

そのような環境のもと、当社グループは、2025年を見据えた長期ビジョン『GP25』で示しているありたい姿の実現に向けた経営を実践しております。当社グループは、日本国内における『住宅用建材のメーカー』という企業像から、建材だけでなく、建材に使用する素材の供給から建材の施工・工事までを手掛け、また、住宅だけでなく、公共・商業建築分野、建築以外の産業資材分野まで幅広く展開し、さらに、国内だけでなく、海外に展開する『建築資材の総合企業』を目指しております。

当面の課題としては、平成30年度が最終年度となる中期経営計画『GP25 1st Stage』の経営目標を完遂するとともに、平成31年度以降の成長に向けた施策を実行し、新設住宅着工に左右されない事業構造の構築を進めてまいります。その施策の一環として、全社的な研究開発を担う拠点であるR&Dセンターを新設します。これにより、事業拡大及び新規事業開拓の鍵となる新素材、新製品の開発促進を図ります。また、平成30年5月1日に開示しました通り、ニュージーランドのMDF製造会社「DAIKEN SOUTHLAND LIMITED」を子会社化（当社の孫会社化）しました。これにより、エコ事業のグローバル化と、海外市場での売上拡大を進めてまいります。

今後につきましても、新たな市場の開拓や新規事業の創出のために、M&Aなど積極的な投資を継続して行ってまいります。

---

## (5) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

- ・住空間事業……………内装建材及び住宅機器等の製造販売
- ・エコ事業……………エコ素材（インシュレーションボード、ダイロートン、ダイライト、MDF、畳おもて）の製造販売
- ・エンジニアリング事業……………ビル・マンション・店舗の内装工事、住宅のリフォーム工事及びマンションリノベーション

**(6) 主要な営業所及び工場**（平成30年3月31日現在）

主要な営業所：札幌、仙台、東京、金沢、長野、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、シンガポール  
販売会社：大建阿美昵体(上海)商貿有限公司（中国）、C&H株式会社（東京、大阪）、株式会社パックシステム（東京）

国内生産工場：三重工場（三重県津市）、井波工場（富山県南砺市）、岡山工場（岡山市南区）、高萩工場（茨城県高萩市）、株式会社ダイフィット（鳥取県倉吉市）、株式会社ダイウッド（三重県伊賀市）、セトウチ化工株式会社（岡山市南区）、富山住機株式会社（富山県砺波市）、株式会社ダイタック（岡山市南区）、会津大建加工株式会社（福島県会津若松市）

海外生産工場：大建工業(寧波)有限公司（中国）、PT.DAIKEN DHARMA INDONESIA（インドネシア）、DAIKEN NEW ZEALAND LIMITED（ニュージーランド）、DAIKEN SARAWAK SDN.BHD.（マレーシア）、DAIKEN MIRI SDN.BHD.（マレーシア）

**(7) 従業員の状況**（平成30年3月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,073名	2名増

(注) 従業員数は当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含んでおりません。

**(8) 主要な借入先の状況**（平成30年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,250百万円
三井住友信託銀行株式会社	1,745
農林中央金庫	1,420

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成30年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 79,643,600株
- ② 発行済株式の総数 25,175,043株
- ③ 株主数 3,909名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
伊藤忠商事株式会社	7,198,100株	29.9%
株式会社三井住友銀行	986,980	4.1
住友生命保険相互会社	931,200	3.9
大建工業取引先持株会	757,200	3.1
三井住友信託銀行株式会社	688,000	2.9
日本マスター・トラスト信託銀行株式会社（信託口）	639,100	2.7
住友林業株式会社	638,200	2.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	607,800	2.5
丸紅株式会社	564,388	2.3
日本生命保険相互会社	545,669	2.3

(注) 1. 当社は、自己株式を1,072,400株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。



## (2) 会社役員の状況

### ① 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 （代表取締役）	億田正則	執行役員社長
専務取締役 （代表取締役）	相原隆	専務執行役員 経営管理（本社）、ISO、危機管理、情報管理担当
専務取締役 （代表取締役）	加藤智明	専務執行役員 海外事業担当兼東京本部長 研究開発、情報業務、海外市場担当
専務取締役 （代表取締役）	照林尚志	専務執行役員 国内営業、住宅リフォーム・新築市場、産業資材分野担当
取締役	渋谷達夫	専務執行役員 国内製造、公共・商業建築分野担当
取締役	播磨哲男	常務執行役員 エンジニアリング事業本部長兼特需営業本部長兼ダイケンホーム&サービス株式会社社長 住宅リフォーム・新築市場、産業資材分野副担当
取締役	鈴木憲	伊藤忠商事株式会社 生活資材部門長補佐
取締役	水野浩児	追手門学院大学経営学部・大学院経営学研究科教授、追手門学院大学ベンチャービジネス研究所長、独立行政法人中小企業基盤整備機構企業連携アドバイザー
取締役	古部清	TOTO株式会社 顧問
常勤監査役	今村喜久雄	
常勤監査役	冬木敏夫	
監査役	蓮沼彰夫	
監査役	井上雅文	東京大学教授

- (注) 1. 取締役水野浩児及び取締役古部 清の両氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役蓮沼彰夫及び監査役井上雅文の両氏は、社外監査役であります。  
 3. 上記以外に取締役を兼務しない執行役員が10名おります。  
 4. 当社は、取締役水野浩児、取締役古部 清、監査役蓮沼彰夫及び監査役井上雅文の各氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役（鈴木 憲、水野浩児及び古部 清の3氏）及び監査役（今村喜久雄、冬木敏夫、蓮沼彰夫及び井上雅文の4氏）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

6. 平成30年4月1日付で次のとおり地位、担当等が変更になっております。

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
専務取締役 (代表取締役)	相原 隆	専務執行役員 経営管理(本社)、ISO、危機管理、情報管理、コンプライアンス担当
専務取締役 (代表取締役)	加藤 智明	専務執行役員 海外事業担当兼東京本部長 研究開発、情報業務担当
専務取締役 (代表取締役)	照林 尚志	専務執行役員 国内事業(製造)担当
取締役	播磨 哲男	専務執行役員 国内営業担当
取締役	渋谷 達夫	
取締役	鈴木 憲	イトーピアホーム株式会社 執行役員 経営企画室長
取締役	水野 浩児	追手門学院大学経営学部長兼経営学部教授、追手門学院大学大学院経営・経済研究科教授、追手門学院大学ベンチャービジネス研究所長、独立行政法人中小企業基盤整備機構企業連携支援アドバイザー

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
澤木 良次	平成29年6月23日	任期満了	取締役会長
島田 睦博	平成29年6月23日	任期満了	常勤監査役

(注) 上記以外に取締役相原 隆氏は、平成29年6月23日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって社外取締役を退任し、新たに業務執行取締役に就任しております。

## ③ 取締役及び監査役の報酬等

区 分	支 給 人 数	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (3)	258百万円 (12)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (2)	48 (9)
合 計 (うち社外役員)	15 (5)	306 (22)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第90回定時株主総会において月額3,500万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。  
 3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第90回定時株主総会において月額400万円以内と決議いただいております。  
 4. 上記には、平成29年6月23日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（社外取締役から業務執行取締役に就任した者1名を含む）及び監査役1名に支給した報酬等を含んでおります。

## ④ 社外役員に関する事項

- 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
 取締役古部 清氏は、TOTO株式会社顧問であります。同社と当社は、販売を含む包括業務提携を締結しております。
- 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取 締 役 水 野 浩 児	取締役会は12回開催中全てに出席しました。主に大学教授としての高度な専門知識を基に意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。
取 締 役 古 部 清	平成29年6月23日就任後、取締役会は9回開催中8回出席しました。主に企業経営に関する豊富な経験を基に意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。
監 査 役 蓮 沼 彰 夫	取締役会は12回開催中全てに出席し、監査役会は13回開催中全てに出席しました。取締役会においては意思決定の適正性を確保するための質問、助言を積極的に行い、また、監査役会においては議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役 井 上 雅 文	取締役会は12回開催中全てに出席し、監査役会は13回開催中全てに出席しました。取締役会においては意思決定の適正性を確保するための質問、助言を積極的に行い、また、監査役会においては議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

- (注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第21条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

### (3) 会計監査人の状況

- ① 名 称 仰星監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、財務調査に関する合意された手続業務についての対価を支払っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、大建工業（寧波）有限公司（中国）、大建阿美昵体（上海）商貿有限公司（中国）、PT. DAIKEN DHARMA INDONESIA（インドネシア）、DAIKEN NEW ZEALAND LIMITED（ニュージーランド）、DAIKEN SARAWAK SDN.BHD.（マレーシア）及びDAIKEN MIRI SDN.BHD.（マレーシア）は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
4. 監査役会は、前事業年度の監査実績を分析・評価するとともに、当事業年度の監査計画における監査日数と時間などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、見直しを行いました。その決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

###### 1. コーポレート・ガバナンス

- イ. 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規則」、「グループ企業理念」及び「グループ行動指針」に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
  - ロ. 取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規程」「業務分掌規程」及び「決裁・権限規程」等の社内規程に従い、当社の業務を執行する。
  - ハ. 取締役は、3ヶ月に1回以上及び必要の都度、職務執行の状況を取締役に報告する。
- 二. 取締役会の監督機能を強化するとともに意思決定の透明性確保のため、社外取締役を複数名招聘する。
- ホ. 監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、会計監査人及び内部統制担当部門と連携して、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実行する。

###### 2. コンプライアンス

- イ. 取締役、執行役員及び使用人は、「グループ企業理念」及びコンプライアンスに係る事項を盛り込んだ「グループ行動指針」に則り行動するものとする。また、取締役会は、「グループ行動指針」が広く浸透し、遵守されるよう努める。
  - ロ. 「リスク&コンプライアンスマネジメント委員会」（略称：RCM委員会、以下「RCM委員会」という）を設置し、コンプライアンスの徹底を図るため、「コンプライアンス担当部門」を設置する。
  - ハ. RCM委員会は、当社グループ全体のコンプライアンス体制を構築し、コンプライアンスを統轄管理するとともに、コンプライアンス担当部門が、具体策の推進と予防策の徹底、教育等を行う。
- 二. 法令上疑義のある行為等について使用人が危機管理担当役員や監査役に直接情報提供を行う手段として「内部通報規程」に基づいた通報窓口を設置し、コンプライアンス違反の未然防止と早期発見を行う。

### 3. 財務報告の適正性確保のための体制整備

- イ. 「経理規程」その他の社内規程を整備するとともに、財務報告及び会計処理の内部統制の体制整備を推進する「内部統制担当部門」を設け、会計基準その他関連する諸法令を遵守し財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。
- ロ. 「情報開示委員会」を設置し、情報開示の適正性を確保する。

### 4. 内部監査

取締役社長直轄の内部統制担当部門は、内部監査に関する規程等に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、取締役社長及び監査役に対し、その結果を報告する。また、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1. 情報の保存及び管理に関する「情報管理規程」「文書管理規程」その他の社内規程を定め、情報の適正な保存と管理を図る。
- 2. 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を、「情報管理規程」「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。
- 3. 取締役及び監査役は、いつでも前項の情報を閲覧することができる。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1. コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、「RCMプログラム」を策定し、対応部門、対策本部を定める。当社グループ全体におけるリスク状況の監視及び全社的対応を適切に行うため「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制を強化する。
- 2. 代表取締役を委員長とし、関係部門責任者で構成する「RCM委員会」を設置し、リスクの洗い出し・評価・対応等の管理体制を有効に機能させるため、各種規程、マニュアルを整備し、定期的に検証を実施する。
- 3. 人命リスク及び経済的リスクが大きい災害については、「災害対策BCPマニュアル」を策定し、人命を最優先に地域社会復興への貢献などを含めた早期事業復興の手順を定め、安否確認から復興対策活動を展開する。

4. 与信リスクについては、信用限度に関する社内規程の定めるところに従い、与信リスクの未然防止を図る。
5. 投資リスクについては、「投資アセスメント委員会」等で審議し、その審議結果を踏まえて取締役会または執行常務会において審査し、投資可否を決議する。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

##### 1. 執行役員制

- イ. 取締役会の意思決定の迅速化、監督機能の強化のため、執行役員制を採用する。
- ロ. 執行役員は、独立役員が過半数を占める「指名・報酬委員会」の事前審議を経て、取締役会で選任するものとし、法令、定款、取締役会決議及び「執行役員規程」その他の社内規程に従い、一定分野の業務執行に従事するものとする。
- ハ. 執行役員は、所管する分野の具体的目標と達成のための効率的な方法を定め、業務の執行を行う。また、業務の執行状況を執行常務会等に定期的に報告し、効率的な業務執行に努める。

##### 2. 職務権限・責任の明確化

適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「職務権限規程」「業務分掌規程」「決裁・権限規程」等各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図る。

#### ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

##### 1. 子会社管理体制

子会社毎に担当役員を定め、当該担当役員及び主管部門が子会社の経営管理及び経営指導に当たるとともに、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保し、子会社の担当役員は、必要に応じて執行常務会等または親会社監査役に報告する。

また、子会社の取締役等の適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「決裁・権限規程」において子会社に関する事項を定め、権限及び責任の明確化を図る。

##### 2. コンプライアンス

各子会社に推進責任者を置き、コンプライアンス体制、リスク管理体制を構築する。コンプライアンス担当部門は子会社を含む当社グループ全体のコンプライアンス施策を横断的に推進し、管理する。

##### 3. 内部監査

子会社の業務活動全般についても内部統制担当部門による内部監査の対象とする。内部統制担当部門は、当社グループとしての内部監査体制の構築を推進するとともに、各子会社の監査役等と連携し当社グループとしての監査の質的向上に努める。

**⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の使用人に対する指示事項の実効性の確保に関する事項**

監査役は、監査業務に使用人の補助が必要な場合は、補助すべき使用人を選定することができる。監査役から監査業務に必要な補助の命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役などの指揮命令を受けないものとする。

**⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

1. 監査役会は社外監査役2名を含む4名体制で構成し、監査役は執行常務会等の重要な会議に出席して取締役の職務の執行が効率的に行われることを監視する。
2. 取締役または使用人及び子会社の担当役員または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、通報窓口への通報状況及びその内容を速やかに報告する。

**⑧ 監査役へ報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

監査役への報告者に対して、当該報告によって、いかなる不利な扱いも行ってはならないものとし、取締役、執行役員及び使用人は、これを遵守するものとする。

**⑨ 監査役職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役職務の執行について生じる費用の前払いまたは債務の処理については、監査役職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

**⑩ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**

1. 監査役は、内部統制担当部門との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果及び指摘・提言事項等について協議及び意見交換するなど、密接な情報交換及び連携を図る。
2. 監査役と取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

**⑪ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、「内部統制システム構築の基本方針」として取締役会にて決議し、運用しております。また、本方針については、継続的に見直しを図り、より適切な内部統制システムの構築に努めております。主な運用状況の概要については、以下のとおりであります。



## 1. コーポレート・ガバナンス

取締役会は、独立社外取締役2名を含めた取締役9名を構成員とし、平成29年度に12回開催いたしました。その中で、法令または定款に定められた事項及び経営上重要な案件を審議・決定するとともに、取締役の業務執行の適法性の確保や効率性の向上のための監督を行いました。なお、取締役会は、取締役会の実効性を高め、企業価値の向上を図ることを目的として、平成29年度における取締役会の実効性について、分析・評価を行いました。その結果、取締役会は、経営上重要な意思決定と業務執行の監督を適切に行うための実効性が十分に確保されていることが確認できました。

## 2. コンプライアンス及びリスク管理

「RCM委員会」を平成29年度に5回開催し、情報管理、災害対策、環境法令遵守等に関する報告及び施策立案・推進を行いました。

また、コンプライアンス違反の未然防止と早期発見のため、内部通報制度を改定・強化しました。

## 3. 子会社の業務の適正性確保

子会社の意思決定に対しては、「決裁・権限規程」の子会社に関する事項に準じて、重要事項について執行常務会で審議するとともに、各子会社の担当役員より必要に応じて報告を受け、状況の確認を行いました。

## 4. 監査体制

監査役は、取締役会への出席及び常勤監査役による執行常務会その他の重要な会議への出席ならびに取締役・使用人からのヒアリングを通じて、当社の内部統制の整備・運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っております。また、監査役は会計監査人、内部統制担当部門など内部統制に係る組織と適宜、情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。なお、当社は、監査役の職務を補助する専属の使用人を内部統制担当部門より1名選任し、配置しております。内部監査については、関連規程に基づき、独立専任の内部統制担当部門が作成した内部監査計画のもと、業務・会計監査、子会社監査を実施しております。

## 連結計算書類

### 連結貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>78,530</b>	<b>流動負債</b>	<b>64,032</b>
現金及び預金	10,767	支払手形及び買掛金	20,620
受取手形及び売掛金	40,533	電子記録債務	5,778
電子記録債権	6,985	短期借入金	5,634
商品及び製品	9,126	1年内返済予定の長期借入金	2,963
仕掛品	2,996	リース債務	38
原材料及び貯蔵品	4,677	未払金	21,083
繰延税金資産	1,400	未払法人税等	603
その他	2,153	未払消費税等	397
貸倒引当金	△110	賞与引当金	2,198
		製品保証引当金	959
		その他	3,754
<b>固定資産</b>	<b>63,388</b>	<b>固定負債</b>	<b>21,013</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>36,847</b>	社債	10,400
建物及び構築物	8,099	長期借入金	2,814
機械装置及び運搬具	10,946	リース債務	101
土地	13,555	繰延税金負債	3,215
リース資産	106	製品保証引当金	919
建設仮勘定	2,124	退職給付に係る負債	3,415
その他	2,014	のれん	33
		その他	114
<b>無形固定資産</b>	<b>2,580</b>	<b>負債合計</b>	<b>85,045</b>
のれん	149	<b>純資産の部</b>	
ソフトウェア	1,938	<b>株主資本</b>	<b>46,670</b>
その他	491	資本	13,150
<b>投資その他の資産</b>	<b>23,960</b>	資本剰余金	11,943
投資有価証券	19,631	利益剰余金	23,007
退職給付に係る資産	2,331	自己株式	△1,430
繰延税金資産	218	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>7,574</b>
その他	1,822	その他有価証券評価差額金	6,897
貸倒引当金	△43	繰延ヘッジ損益	22
		為替換算調整勘定	245
<b>繰延資産</b>	<b>105</b>	退職給付に係る調整累計額	409
社債発行費	105	<b>非支配株主持分</b>	<b>2,734</b>
<b>資産合計</b>	<b>142,024</b>	<b>純資産合計</b>	<b>56,979</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>142,024</b>

## 連結損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		170,581
売上原価		127,946
売上総利益		42,635
販売費及び一般管理費		35,116
営業利益		7,519
営業外収益		
受取利息	66	
受取配当金	427	
受取賃貸料	195	
生命保険配当金	34	
負ののれん償却額	10	
持分法による投資利益	47	
為替差益	360	
雑収入	524	1,666
営業外費用		
支払利息	191	
売上債権売却損	129	
雑支	17	
	86	424
経常利益		8,760
特別利益		
固定資産売却益	423	
投資有価証券売却益	16	440
特別損失		
固定資産売却損	4	
固定資産除却損	228	
減損	421	
投資有価証券評価損	2	
製品保証引当金繰入額	200	
その他	1	858
税金等調整前当期純利益		8,342
法人税、住民税及び事業税	1,065	
法人税等調整額	1,253	2,318
当期純利益		6,023
非支配株主に帰属する当期純利益		128
親会社株主に帰属する当期純利益		5,895

## 連結株主資本等変動計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	13,150	11,943	19,084	△1,430	42,747
会計方針の変更による 累積的影響額			△188		△188
会計方針の変更を 反映した当期首残高	13,150	11,943	18,896	△1,430	42,559
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,783		△1,783
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			5,895		5,895
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	4,111	△0	4,111
当 期 末 残 高	13,150	11,943	23,007	△1,430	46,670

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	4,762	97	△384	△609	3,865	2,472	49,086
会計方針の変更による 累積的影響額			189		189		0
会計方針の変更を 反映した当期首残高	4,762	97	△194	△609	4,055	2,472	49,086
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△1,783
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							5,895
自 己 株 式 の 取 得							△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,135	△75	439	1,019	3,518	261	3,780
当 期 変 動 額 合 計	2,135	△75	439	1,019	3,518	261	7,892
当 期 末 残 高	6,897	22	245	409	7,574	2,734	56,979

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 20社

主要な連結子会社の名称

「事業報告」の「1 企業集団の現況 (3) 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

##### (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

該当事項はありません。

なお、前連結会計年度において非連結子会社でありました西部ダイケンサービス(株)については、当連結会計年度に清算が終了しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した関連会社の数及び会社の名称

持分法を適用した関連会社の数 1社

会社の名称

株式会社岡山臨港

##### (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

該当事項はありません。

なお、前連結会計年度において持分法を適用しない非連結子会社でありました西部ダイケンサービス(株)については、当連結会計年度に清算が終了しております。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券…………… 償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの…………… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております）

時価のないもの…………… 主として移動平均法による原価法

##### ② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ…………… 時価法

##### ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産…………… 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。なお、半成工事については個別法による原価法を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産…………… 定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

##### ② 無形固定資産…………… 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

（リース資産を除く）

##### ③ リース資産…………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金…………… 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金…………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### ③ 製品保証引当金…………… 主として製品の引渡後に発生する費用支出に備えるため、保証期間内における補修費用の見込額を計上しております。

#### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

##### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

- (5) のれんの償却方法及び償却期間  
のれんの償却については、発生年度以降20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却をしております。
- (6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 繰延資産の処理方法  
社債発行費は償還期間（5年）にわたり定額法により償却を行っております。
  - ② ヘッジ会計の方法
    - a. ヘッジ会計の方法…………… 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約及び通貨オプションについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
    - b. ヘッジ手段とヘッジ対象…………… 為替予約及び通貨オプションを手段とし、外貨建債権債務及び外貨建予定取引を対象としております。金利スワップを手段とし、借入金を対象としております。
    - c. ヘッジ方針…………… 当社の内部規定である「金融派生商品管理規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。
    - d. ヘッジ有効性評価の方法…………… ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっております金利スワップについては有効性の評価を省略しております。
  - ③ 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。
  - ④ 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
    - a. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事  
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
    - b. その他の工事  
工事完成基準
  - ⑤ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、子会社の決算日又は仮決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用については期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。
4. 連結子会社の事業年度等に関する事項  
連結子会社のうち、大建工業（寧波）有限公司及び大建阿美昵体（上海）商貿有限公司の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。また、PT.DAIKEN DHARMA INDONESIAの決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

## 会計方針の変更に関する注記

(在外子会社の収益及び費用の本邦通貨への換算方法の変更)

在外子会社の収益及び費用は、従来、子会社の決算日又は仮決算日の直物為替相場により円貨に換算しておりましたが、在外子会社における海外売上高の重要性が今後さらに増加する見込みであることから、一時的な為替相場の変動による期間損益への影響を緩和し、在外子会社の業績をより適切に連結計算書類に反映させるため、当連結会計年度より期中平均相場により円貨に換算する方法に変更しております。

当該会計方針の変更は遡及適用され、累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産に反映されております。

この結果、遡及適用後の利益剰余金の期首残高は188百万円減少し、為替換算調整勘定の期首残高は189百万円増加しております。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

建物及び構築物	3百万円
土地	406
計	409

#### (2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	8百万円
---------------	------

#### (3) 宅地建物取引業に伴う供託

投資有価証券	15百万円
その他（投資その他の資産）	20
計	35

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 63,678百万円

### 3. 偶発債務

債権流動化に伴う買戻し義務	727百万円
---------------	--------

### 4. 受取手形裏書譲渡高及び電子記録債権譲渡高

受取手形裏書譲渡高	487百万円
電子記録債権譲渡高	1,696

### 5. 連結会計年度末日満期手形等

連結会計年度末日満期手形等の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形等が連結会計年度末日残高に含まれております。

受取手形	412百万円
電子記録債権	687
支払手形	91
電子記録債務	633
その他（営業外電子記録債務）	14



## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 25,175,043株
2. 配当に関する事項
  - (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	940	39円00銭	平成29年3月31日	平成29年6月26日
平成29年11月7日 取締役会	普通株式	843	35円00銭	平成29年9月30日	平成29年12月8日
計		1,783			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
平成30年6月22日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。
  - ① 配当金の総額 940百万円
  - ② 1株当たり配当額 39円00銭
  - ③ 基準日 平成30年3月31日
  - ④ 効力発生日 平成30年6月25日
 なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は、安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが6か月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、電力料の変動リスクに対するヘッジを目的としたエネルギーデリバティブ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記「3. 会計方針に関する事項 (6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 ②ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理のガイドラインに従い、営業債権について、各事業部門及び与信管理担当部門が取引先の信用状況を定期的に把握し、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理のガイドラインに準じて、同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、内部管理規程に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。なお、一部の連結子会社は当社の管理規程に従い、同様の管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社及び一部を除く連結子会社は、資金調達の合理化を目的としてCMSを導入しており、各部署及び連結子会社からの報告に基づき、財務担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。なお、一部の連結子会社は自社で資金調達を行っており、当社と同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	10,767	10,767	－
(2) 受取手形及び売掛金	40,533	40,533	－
(3) 電子記録債権	6,985	6,985	－
(4) 投資有価証券	18,387	18,387	0
資産計	76,674	76,674	0
(1) 支払手形及び買掛金	20,620	20,620	－
(2) 電子記録債務	5,778	5,778	－
(3) 短期借入金	5,634	5,634	－
(4) 未払金	21,083	21,083	－
(5) 社債	10,400	10,414	14
(6) 長期借入金	5,778	5,777	△0
負債計	69,295	69,309	14
デリバティブ取引（※）	44	44	－

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金、(4) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 社債

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しております。

- (6) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	1,244

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

## 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	10,767	—	—	—
受取手形及び売掛金	40,533	—	—	—
電子記録債権	6,985	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 国債・地方債等	—	15	—	—
(2) 社債	—	—	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	—	—	—	—
合計	58,287	15	—	—

## 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,250円58銭
1株当たり当期純利益	244円60銭

## 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、平成30年4月30日付で、当社の連結子会社であるDAIKEN NEW ZEALAND LIMITEDによるDongwha New Zealand Limitedの株式取得の手続きが完了し、同社を子会社化（当社の孫会社化）いたしました。概要は以下のとおりであります。

### 1. 企業結合の概要

#### (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	Dongwha New Zealand Limited
事業の内容	MD F 製造

#### (2) 企業結合を行った主な理由

Dongwha New Zealand Limitedは、当社の得意とするMD F 事業を営んでおり、特に北米・NZ・中国アジアに主要販売先を有し、表面性・加工性に優れる針葉樹系MD F を製造しております。この度、当社グループのMD F 事業及び海外売上上の拡大を目的とし、Dongwha New Zealand Limitedの株式を取得することといたしました。

当社は、サステイナブルな視点で木質資源や鉱物資源を有効活用した様々な素材を製造・販売するエコ事業を中核事業の一つに据え、事業活動を展開しております。エコ事業の中でも中核となるMD F は、家具や建具、内装製品などの面材や基材に用いられるなど、その用途は南洋材合板の代替資材として様々な分野で使用されており、国内、海外ともその需要は拡大傾向にあります。現在、当社は海外3工場体制（マレーシア2拠点、ニュージーランド1拠点）で年間約42万m<sup>3</sup>のMD F を製造しています。業務提携しているホクシン株式会社で製造するMD F を含めると日本を中心に東南アジアや北米などに年間約62万m<sup>3</sup>のMD F を供給し、日本国内においてはトップシェアとなっています。

今回、株式取得するDongwha New Zealand Limitedは、ニュージーランド ゴア市マタウラに工場を構え、ニュージーランド産のラジアタパインを主原料とする針葉樹系のMD F を生産しています。生産能力は年間約20万m<sup>3</sup>で、ニュージーランド国内での消費に加え、日本、アメリカ、中国、インドネシア、インドなどに輸出されています。この度の株式取得により、DAIKEN NEW ZEALAND LIMITEDと製造技術を共有することで、生産性及び品質のさらなる向上を図るとともに、原材料の有利購買、生産品目の最適化、経営管理面の合理化など、製品面・販売面の競争力強化に大きなシナジー効果が期待できます。当社が目指す企業像である「建築資材の総合企業」実現に向けて、エコ事業のグローバル化と、海外市場での販売拡大を進めてまいります。

#### (3) 企業結合日

平成30年4月30日

#### (4) 企業結合の法的形式

株式取得

#### (5) 結合後企業の名称

DAIKEN SOUTHLAND LIMITED

#### (6) 取得した議決権比率

100%

#### (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	6,854百万円 (概算)
取得原価		6,854 (概算)

(注) 上記の金額は、取得の対価である89百万ニュージーランドドル (概算) の平成30年4月30日レートの日換算額であります。また、今後の価格調整等により実際のコ額は上記と異なる可能性があります。

- 発生したのれんのコ額、発生原因、償却方法及び償却期間  
現時点では確定していません。
- 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債のコ額並びにその主な内訳  
現時点では確定していません。

**その他の注記**

(記載金額に関する注記)

連結計算書類中の記載金額は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を除き、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目		金額	科目		金額
資産の部			負債の部		
<b>流動資産</b>			<b>流動負債</b>		
現金及び預金		7,863	支払手形		419
受取手形		2,185	買掛金		18,964
売掛金		33,389	短期借入金		3,409
電子記録債権		6,156	1年内返済予定の長期借入金		4,750
商品及び製品		7,159	リース債		2,840
仕掛品		950	未払法人税等		34
材料及び貯蔵品		1,654	未払法人税		19,452
前払費用		569	預り金		209
繰延税金資産		1,138	賞与引当金		250
関係会社短期貸付金		3,134	製品保証引当金		2,213
その他の貸倒引当金		884	その他の負債		1,770
		△65			1,009
					1,218
<b>固定資産</b>		<b>59,232</b>	<b>固定負債</b>		<b>19,060</b>
<b>有形固定資産</b>		<b>26,573</b>	社長期借入金		10,400
建物		5,170	リース負債		2,730
構築物		705	製品保証引当金		98
機械及び装置		6,085	職給付引当金		1,005
車両運搬具		52	繰延税金負債		2,689
工具、器具及び備品		779	その他の負債		2,102
土地		12,245			34
リース資産		101	<b>負債合計</b>		<b>75,602</b>
建設仮勘定		1,423	<b>純資産の部</b>		
その他の固定資産		8	<b>株主資本</b>		<b>41,880</b>
<b>無形固定資産</b>		<b>2,170</b>	資本金		13,150
ソフトウェア		1,741	資本剰余金		11,850
その他の無形固定資産		429	その他資本剰余金		11,850
<b>投資その他の資産</b>		<b>30,488</b>	利益剰余金		0
投資有価証券		18,482	利益準備金		18,310
関係会社株式		8,248	その他利益剰余金		2,709
関係会社出資金		744	配当引当金		15,601
関係会社長期貸付金		729	別途積立金		485
その他の貸倒引当金		2,527	繰越利益剰余金		5,000
		△243	自己株		10,116
<b>繰延資産</b>		<b>105</b>	評価・換算差額等		△1,430
社債発行費		105	その他有価証券評価差額金		6,876
<b>資産合計</b>		<b>124,359</b>	繰延ヘッジ損益		6,888
			<b>純資産合計</b>		<b>48,757</b>
			<b>負債純資産合計</b>		<b>124,359</b>



## 損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		147,044
売上原価		110,459
売上総利益		36,584
販売費及び一般管理費		31,145
営業利益		5,439
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	670	
雑収入	747	1,417
営業外費用		
支払利息	155	
雑支出	294	449
経常利益		6,407
特別利益		
固定資産売却益	422	
その他	16	438
特別損失		
固定資産売却損	4	
固定資産除却損	200	
減損損失	101	
その他	643	950
税引前当期純利益		5,896
法人税、住民税及び事業税	462	
法人税等調整額	1,199	1,662
当期純利益		4,233

## 株主資本等変動計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						配当引当積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	13,150	11,850	0	11,850	2,709	485	5,000	7,666	15,860
当期変動額									
剰余金の配当								△1,783	△1,783
当期純利益								4,233	4,233
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	2,449	2,449
当期末残高	13,150	11,850	0	11,850	2,709	485	5,000	10,116	18,310

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,430	39,431	4,754	2	4,757	44,188
当期変動額						
剰余金の配当		△1,783				△1,783
当期純利益		4,233				4,233
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			2,133	△15	2,118	2,118
当期変動額合計	△0	2,449	2,133	△15	2,118	4,568
当期末残高	△1,430	41,880	6,888	△12	6,876	48,757

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

##### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

##### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

(2) 無形固定資産……………定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

（リース資産を除く）

(3) リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 製品保証引当金……………主として製品の引渡後に発生する費用支出に備えるため、保証期間内における補修費用の見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

##### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

#### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 繰延資産の処理方法

社債発行費は償還期間（5年）にわたり定額法により償却を行っております。

##### (2) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

##### (3) ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法…………… 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約及び通貨オプションについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象…… 為替予約及び通貨オプションを手段とし、外貨建債権債務及び外貨建予定取引を対象としております。金利スワップを手段とし、借入金を対象としております。
- ③ ヘッジ方針…………… 当社の内部規定である「金融派生商品管理規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法…… ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっております金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

##### (4) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

##### (5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

## 貸借対照表に関する注記

## 1. 担保に供している資産

宅地建物取引業に伴う供託	
その他（投資その他の資産）	20百万円

## 2. 有形固定資産の減価償却累計額 43,571百万円

## 3. 保証債務

下記会社の銀行借入金に対し、次のとおり保証を行っております。

PT.DAIKEN DHARMA INDONESIA	74百万円
大建工業（寧波）有限公司	649
DAIKEN NEW ZEALAND LIMITED	134
計	859

## 4. 偶発債務

債権流動化に伴う買戻し義務	727百万円
関係会社の一括支払信託債務に対する併存的債務引受	
(株)ダイフィット	41百万円
(株)ダイウッド	39
セトウチ化工(株)	87
富山住機(株)	44
(株)ダイタック	400
会津大建加工(株)	30
計	643

## 5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,628百万円
短期金銭債務	11,200

## 6. 事業年度末日満期手形等

事業年度末日満期手形等の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の事業年度末日満期手形等が事業年度末日残高に含まれております。

受取手形	394百万円
電子記録債権	640
支払手形	46
電子記録債務	237
その他（営業外電子記録債務）	7

### 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	45,281百万円
営業取引以外の取引による取引高	265

### 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	1,072,400株

### 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

固定資産の減損	132百万円
投資有価証券評価損	463
賞与引当金	541
製品保証引当金	616
退職給付引当金	2,250
繰越欠損金	50
その他	663
繰延税金資産小計	4,718
評価性引当額	△981
繰延税金資産合計	3,736

(繰延税金負債)

其他有価証券評価差額金	△3,037
退職給付信託設定益	△1,136
その他	△525
繰延税金負債合計	△4,699
繰延税金資産の純額	△963

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産—繰延税金資産	1,138百万円
固定資産—繰延税金資産	—
流動負債—繰延税金負債	—
固定負債—繰延税金負債	2,102

### リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備の一部、営業用自動車、電子計算機及びその周辺機器については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社	伊藤忠商事株式会社	被所有 直接 29.9%	商品の購入	商品の購入 (注)	13,183	買掛金	6,290

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 仕入原価等を勘案して双方で協議のうえ決定しております。

### 2. 兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社 の子会社	伊藤忠建材株式会社	—	商品の購入 商品の販売	商品の販売 (注)	9,776	売掛金	3,816

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 仕入原価等を勘案して双方で協議のうえ決定しております。

### 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,022円90銭
1株当たり当期純利益	175円64銭

### その他の注記

(記載金額に関する注記)

計算書類中の記載金額は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を除き、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

大建工業株式会社  
取締役会 御中

平成30年5月16日

仰 星 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 寺 本 悟 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 田 邊 太 郎 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大建工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大建工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、連結子会社であるDAIKEN NEW ZEALAND LIMITEDは平成30年4月30日付でDongwha New Zealand Limitedの株式を取得し連結子会社としている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

大建工業株式会社  
取締役会 御中

平成30年5月16日

仰 星 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 寺 本 悟 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 田 邊 太 郎 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大建工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月21日

大建工業株式会社 監査役会

常勤監査役 今村喜久雄 ㊟

常勤監査役 冬木敏夫 ㊟

社外監査役 蓮沼彰夫 ㊟

社外監査役 井上雅文 ㊟

以上

# 第102回定時株主総会 会場ご案内図

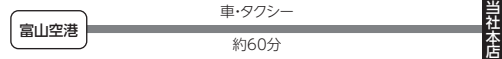
## 株主総会会場

富山県南砺市井波1番地1 当社本店(井波工場)

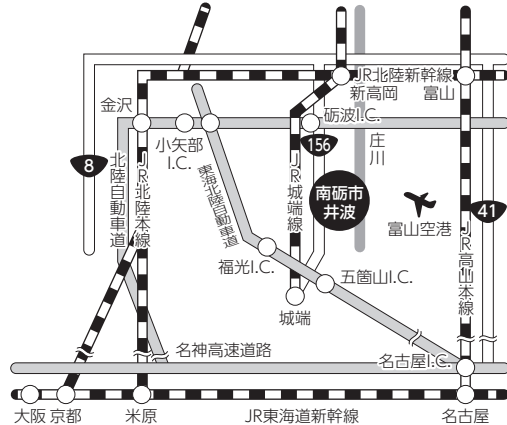


## アクセス

### 飛行機をご利用の方



### 電車をご利用の方



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。